

富良野市住居表示審議会議案

と き 令和 元年 12月 16日 (月)

午後 2時 から

ところ 富良野市役所 大議室 (1階)

1 開 会

2 委嘱辞令の交付

3 市長あいさつ

4 会長・副会長互選について

会 長 _____

副会長 _____

会長あいさつ

～ 以降、会長が議事進行 ～

5 連絡・報告事項

1) 富良野市住居表示審議会について . . . 資料 1

2) 富良野市住居表示実施基準及び住居表示実施までの流れについて . . . 資料 2、3

3) 住居表示等実施経過について . . . 資料 4

6 その他

・ 次回の開催

○富良野市住居表示審議会条例

昭和49年2月5日条例第5号

改正

平成15年3月25日条例第4号

富良野市住居表示審議会条例

(目的)

第1条 この条例は、住居表示審議会の設置、組織及び運営に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(設置)

第2条 住居表示に関する法律(昭和37年法律第119号)に基づく住居表示整備事業の円滑な実施を図るため、富良野市住居表示審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事項)

第3条 審議会は市長の諮問に応じ、次の各号に掲げる事項に関して必要な調査及び審議を行い、その結果を市長に答申するものとする。

- (1) 町の区域及び名称の変更に関すること。
- (2) 町の区域の新設及び廃止に関すること。
- (3) 住居表示に関すること。
- (4) その他市長が必要と認めたこと。

(組織及び委員)

第4条 審議会は委員12人以内で組織し、次の各号に掲げる者のうちから委嘱または任命する。

- (1) 関係官公庁の職員
 - (2) 知識経験を有する者
 - (3) 市の職員
- 2 委員の任期は2年とする。ただし再任をさまたげない。
- 3 委員に欠員を生じた場合における補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によつて定める。

- 2 会長は審議会を代表し会務を総理する。
- 3 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議は会長が招集する。ただし最初の審議会は市長が招集する。

- 2 審議会は委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 会長は会議の議長となる。
- 4 審議会の議事は、出席委員の過半数をもつて決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し、必要な事項は市長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成15年3月25日条例第4号)

この条例は、平成15年4月1日から施行する。

○富良野市住居表示審議会条例施行規則

昭和49年3月15日規則第2号

富良野市住居表示審議会条例施行規則

(目的)

第1条 この規則は、富良野市住居表示審議会条例（昭和49年条例第5号。以下「条例」という。）第7条の規定に基づき、富良野市住居表示審議会の運営について必要な事項を定めることを目的とする。

(会議の発言)

第2条 委員は議長の許可を得て自由に質疑し意見を述べることができる。

(採決の方法)

第3条 採決は挙手または起立によるものとする。ただし議長が必要と認めるときは別の方法によることができる。

(関係者の出席)

第4条 会長は必要と認めるときは議事に関係ある者に出席を求めてその説明または意見を聞くことができる。

(議事録)

第5条 議事録に記載する事項は次のとおりとする。

- (1) 会議の年月日及び場所
- (2) 出席及び欠席した委員並びに委員以外の出席者の氏名
- (3) 会議に付した議案及びその採決に関する事項
- (4) その他議長が必要と認めた事項

(委任)

第6条 この規則に定めるもののほか、会議の議事に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

任 期	開催年月日	議 題 ・ 概 要
13. 10. 2 ～ 15. 10. 1	15. 8. 11	<ul style="list-style-type: none"> ・ 辞令交付（異動に伴い） ・ 諮問（字学田一区の字名変更について）→協議し答申は次回 ・ 山部市街地区については今後計画的に実施（地域から実施要望書の提出） ・ 学田三区については今後の状況と住民意見を反映していく
15. 10. 2 ～ 17. 10. 1	15. 10. 22	<ul style="list-style-type: none"> ・ 辞令交付 ・ 答申（字学田一区の字名変更について～新町名：北斗町）
◇北斗町住居表示実施（平成 16 年 3 月 10 日）		
17. 10. 2 ～ 19. 10. 1	17. 10. 17	<ul style="list-style-type: none"> ・ 辞令交付（開催せず）
19. 10. 2 ～ 21. 10. 1	19. 10. 29	<ul style="list-style-type: none"> ・ 辞令交付（開催せず）
	20. 8. 27	<ul style="list-style-type: none"> ・ 辞令交付（異動に伴い） ・ 諮問（字南大沼の 2（一部）の新設定（字名変更）について） →答申（実施区域、新町名：東雲町） ・ 緑町 22 番の南町への編入 ・ 駅前区画整備事業に伴う朝日町、日の出町の区画変更
◇東雲町住居表示実施（平成 21 年 3 月 9 日）		
21. 10. 2 ～ 23. 10. 1	21. 10. 20	<ul style="list-style-type: none"> ・ 辞令交付（新任） ・ 会長、副会長選出 ・ 南町住居表示実施予定（11 月 25 日） ・ 審議会、住居表示事務について ・ 山部市街地住居表示実施計画、地域との協議状況について
◇南町住居表示実施（平成 21 年 11 月 25 日）～4, 5 番の新設		
	22. 6. 1	<ul style="list-style-type: none"> ・ 辞令交付（異動に伴い） ・ 諮問 山部市街地区住居表示区域の新設定（字名の変更）について →答申（実施区域、新町名）
◇山部市街地住居表示実施（平成 23 年 2 月 28 日） ～山部東町、山部中町、山部南町、山部北町、山部西町		
	23. 3. 25	<ul style="list-style-type: none"> ・ 山部市街地住居表示実施報告 ・ 住居表示に係る現況確認（世帯数の多い地区等）

任 期	開催年月日	議 題 ・ 概 要
23. 10. 2 ～ 25. 10. 1	23. 10. 26	<ul style="list-style-type: none"> ・ 辞令交付（新任） ・ 山部市街地住居表示実施報告（その後の状況） ・ 住居表示に係る現況確認（世帯数の多い地区等）
	24. 11. 14	<ul style="list-style-type: none"> ・ 諮問 住居表示区域における町の区域変更について （新富町の一部区域について、西町に町の区域を変更する） ・ 学田三区地区における住居表示実施要望の有無について
◇新富町 3 番の一部を西町 2 番に区域変更（平成 25 年 3 月 22 日）		
25. 10. 2 ～ 27. 10. 1	25. 10. 30	<ul style="list-style-type: none"> ・ 辞令交付（新任） ・ 住居表示実施までの流れ ・ 学田三区地区における住居表示への進め方
	26. 5. 22	<ul style="list-style-type: none"> ・ 辞令交付（異動に伴い） ・ 学田三区地区における住居表示アンケート調査結果の報告
	27. 3. 25	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学田三区地区における住居表示アンケート再調査結果の報告 <p>◇アンケート結果から実施に関し推進意見が少数であることから、継続議題とするが当面地域の動向を見守ることとする。</p>
27. 10. 2 ～ 29. 10. 1	27. 11. 10	<ul style="list-style-type: none"> ・ 辞令交付（新任） ・ 住居表示実施に関する状況 ・ 学田三区地区における住居表示に関する審議経過
	28. 4. 1	<ul style="list-style-type: none"> ・ 辞令交付（異動に伴い）
	29. 2. 15	<ul style="list-style-type: none"> ・ 住居表示実施に関する状況
29. 10. 2 ～ 31. 10. 1	29. 12. 8	<ul style="list-style-type: none"> ・ 辞令交付（新任） ・ 住居表示実施に関する状況
元. 10. 2 ～ 3. 10. 1	元. 12. 16	<ul style="list-style-type: none"> ・ 辞令交付（新任） ・ 住居表示実施に関する状況

富良野市住居表示実施基準

1. 基本方針

本市における住居表示は、すべて街区方式によって行うものとする。

2. 町の境界

町の境界は、原則として公道、河川、水路、鉄道、その他恒久的な施設または著明な地物によって定めるものとする。この場合境界線は、公道、河川、水路等の側線とし、その他の場合にあつては土地の状況によって適宜に市長が定める。

3. 町の形状及び規模

町の形状は、その境界が複雑にいくんだり、飛び地が生じたりしないように、簡明な境界線をもって区画された一団を形成するよう留意する。

(2) 町の規模は、当該地域の性格、形態及び用途、地域別人口家屋の密度等を勘案し、街区数があまり多くなったり少なかつたりしないように定める。

(3) 一町の規模は、概ね次ぎの程度を基準とする。
50,000 m²(15,000 坪) ～100,000 m²(30,000 坪)

4. 町名の定め方

従来の通称(昭和37年1月1日実施)を基本とするが、町名は簡易を旨とし、歴史、伝統、文化の上で由緒ある名称で親しみ深く、かつ語調のよいものを選択する。

(2) 名称は字画の複雑なもの、従来の字の呼称及び丁目は用いない。

(3) 町名は当用漢字を用い、同一名称、類似のものが生じないようにする。

5. 街区割

街区は公道、河川、水路、鉄道その他恒久的な施設または著明な地物によって定めるものとする。

(2) 私道によって区画する場合は、当該道路が公衆用道路として利用されているもので、容易に変更されないものを採用する。

(3) 5及び(2)により区画した場合、その街区の規模が広大で不適当なときは、その街区内の恒久的な施設等を利用して区画し、また狭小であるときは隣接と合わせて一街区とする。

6. 街区の規模

街区は道路網、家屋の密度等当該地域の状況を勘案して定める。その標準面積は次のとおりとする。

一街区 3,000 m²(1,000 坪) ～5,000 m²(1,600 坪)

7. 街区の符号のつけ方

街区符号は数字を用い富良野駅を起点として、その進路は右回りを原則とするが、市街の実情を勘案して、直行並列、奇遇振分け、千鳥蛇行等の最適の方法により配列する。

8. 住居番号のつけ方

住居番号は住居表示台帳として作成される縮尺500分の1の地図に基づいて、次の基準により建物その他の工作物(以下「建築物」という。)につける。

(2) 住居番号は7の街区の起点に準じ、右回りを原則として街区の境界線に沿って図上で設定することとし、その間隔は街区の状況により10mから20mの範囲に区切り、2分の1未満の端数が生じたときは、各辺毎の直前に加える、一辺清算方式とし、住居番号の基礎となる番号(以下「基礎番号」という。)を当該間隔によって順次番号をつける。

9. 住居番号

住居番号は、8に基づいて設定された基礎番号によって建築物につける。

(2) 建築物の出入口または通路の中心が基礎番号の区分点にあたる場合は、若い数字の基礎番号を住居番号とする。

(3) 建築物に主要な出入口が2つ以上あるときは、市長の認定により、主要な出入口ひとつを選定して、その出入口が面したまたは通じている街区の境界線上の基礎番号をもって住居番号とする。

(4) 住居番号をつけるべき建築物の種類は「富良野市住居表示に関する条例施行規則」第3条の建築物とし、現に住居の用に供されていない倉庫等にあっても独立建物である場合は、番号を表示するものとし、具体的には市長の認定による。

10. 住居表示の仕方

住居表示の仕方は次の例による。

北海道富良野市 ○○町 ○○番 ○○号
町名 街区符号 住居番号

(2) 上記の表示を略記する場合は次の例による

北海道富良野市 ○○町 ○○— ○○
町名 街区符号 住居番号

11. 住居表示台帳

住居表示台帳は、縮尺2,500分の1図を基礎として基礎番号の付定した作業図により、街区ごとに住居表示を行った素図を清図して、縮尺500分の1図(別紙1)とし作成する。台帳の仕上げ寸法は、概ね日本工業規格B4判(257×364)とする。この場合には、各街区の位置図を町単位(別紙2)に作成(縮尺2,500分の1図)し、町単位に綴られる500分の1の街区図の上に添付する。

12. 街区表示板

街区表示板は町名及び街区符号を記載し、次の要領により設置する。

(2) 設置場所は、各街区の角の場所にある建築物の適当な箇所に貼り付けるか、または柱を建て表示板の地上下端が地上概ね1.6mとし、歩行者、諸車から見て見やすいところに設置する。ただし、これにより難い場合は手続きを経て、電柱の利用等市長が指定する位置とする。

(3) 寸法及び表記は市名を除き、町名と街区符号(番の字は表記しない)を表記し、縦560ミリメートル、横120ミリメートルとし、別紙3のとおり縦の表記とする。

(4) 文字及び数字の書体(町の名称等に使用する文字)は写真植字の「中角ゴシック体」とし、街区符号の表示に使用する数字はアラビア数字で示し、ユニバースメデウムの書体を用いる。

(5) 色彩については、文字、数字の他は別紙4、日本工業規格(JIS)Z8721「色の三属性による表示方法」による明度8以上の無彩色か、明度8以上で彩度2以下の淡色とする。表示板は2色をもって構成し、一色は地色とし、他の色は文字数字その他の色とする。

(6) 材質については、容易に腐朽または退色しない材質のものを用いる。

(7) やむおえず広告を付属させる場合の設置場所及び様式は別紙3の2による。広告は縦120ミリメートル、横120ミリメートルの表示板を街区表示板の下に中心を揃えて設置し、広告の地色または文字等に用いる色彩は、表示板と同色のものを採用する。

13. 住居表示板

建築物の所有者、管理者または占有者が住居番号を表示する場合は、次の要領によるものとする。

(2) 表示板の表示場所は、門柱または玄関の概ね1.6mの高さの歩行者等からみて見やすい場所に表示しなければならない。

(3) 寸法及び表記

表示板は、別紙5のとおり縦60ミリメートル、横120ミリメートルとし、横に表記したものを
用いることを原則とする。ただし、特別大きな建物等は市長の認定による。

(4) 表示板の書体、色彩、材質等は街区表示板に準ずる。

14. 新旧対照表及び住居表示案内図

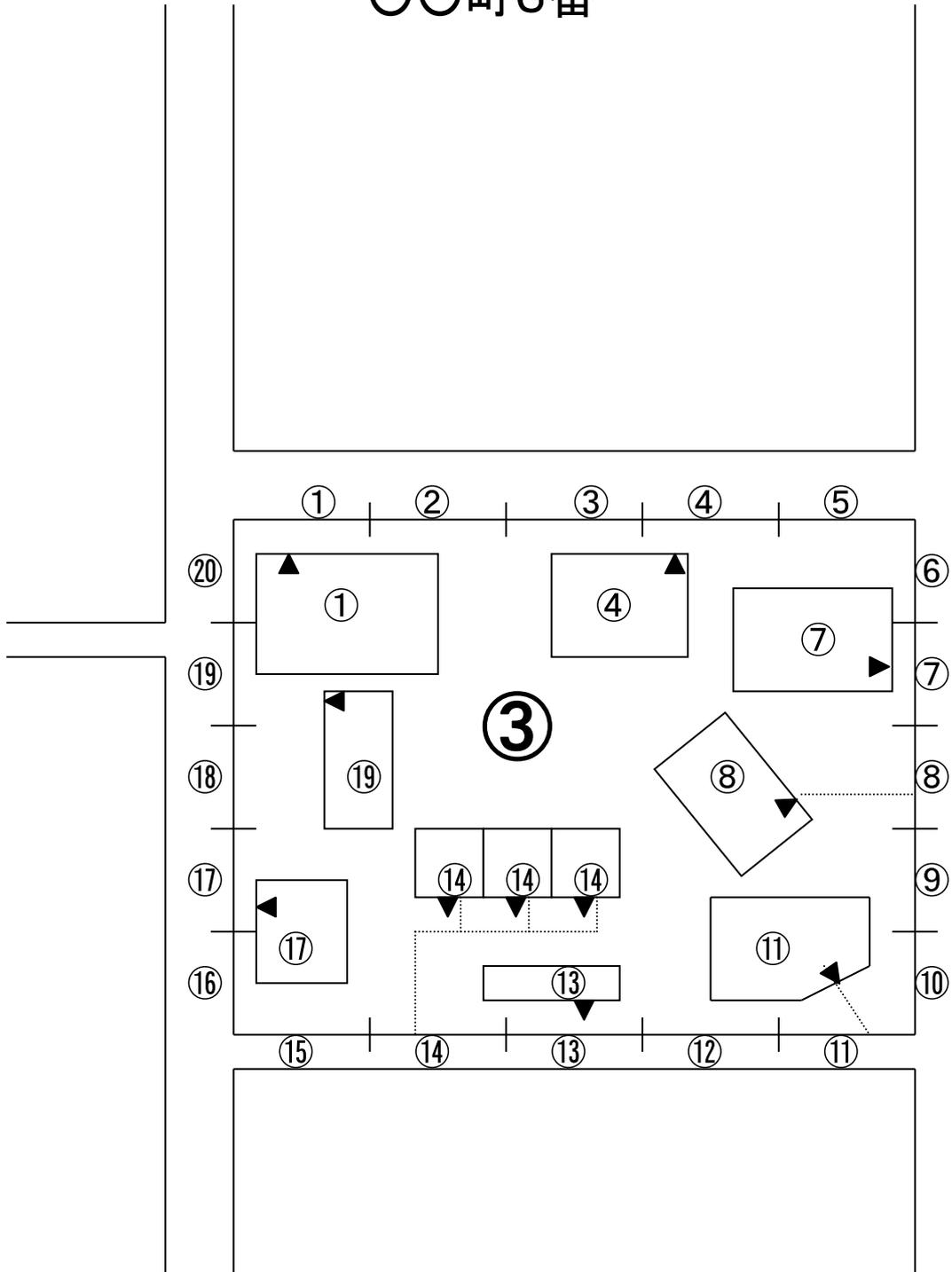
住居表示実施のときは、新旧対照表を別紙6により町ごとに作成する。

(2) 住居表示案内図は、実施面積の縮尺2,500分の1図に、新町境界、街区境界線、新町名、街区
割及び街区符号、住居番号は赤色、旧地番等は黒色の2色をもって作成する。

15. 団地及び中高層建築物の住居表示については、原則としてこの基準により、その実情を勘案して適
宜表示する。

16. その他住居表示実施については、法令及び自治省の示す住居表示実施基準等により施行する。

〇〇町3番

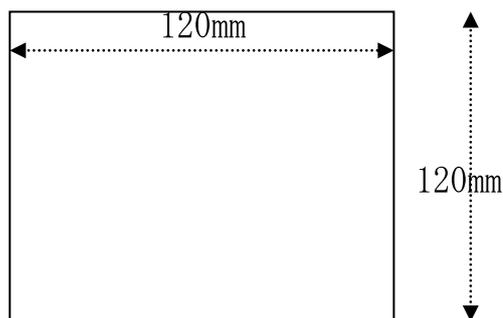
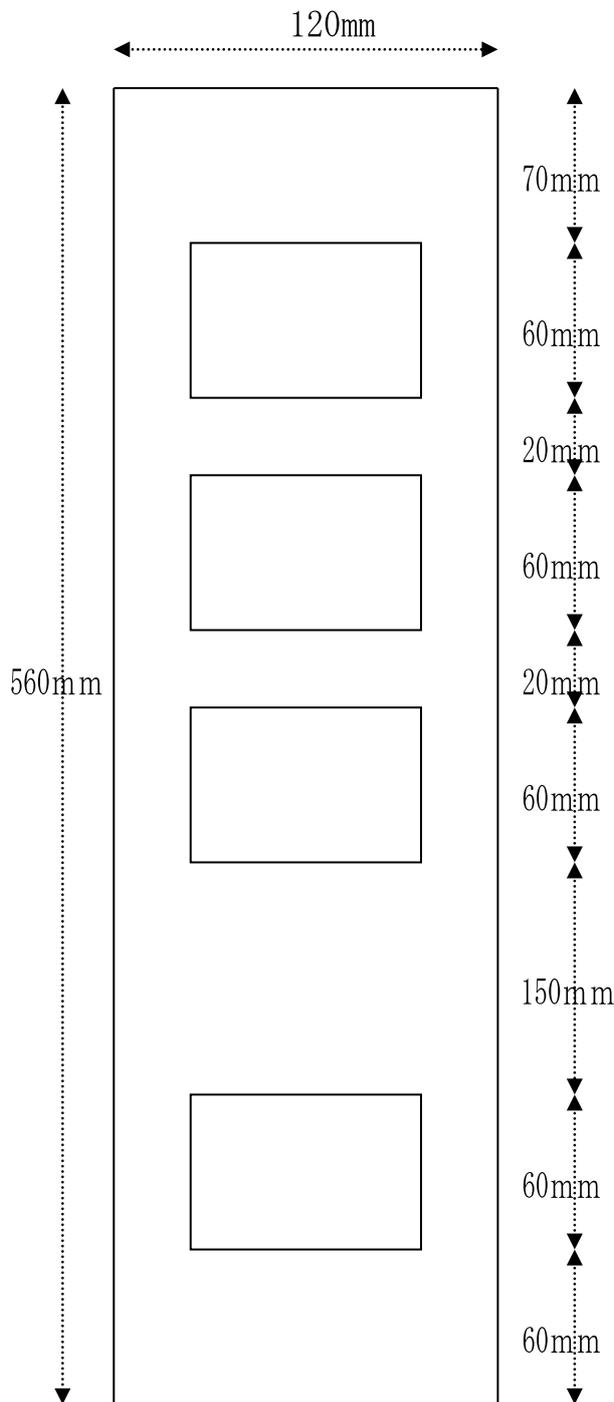


〇 〇 町

	①	⑧
	②	⑦
	③	⑥
	④	⑤

別紙3

街区表示板

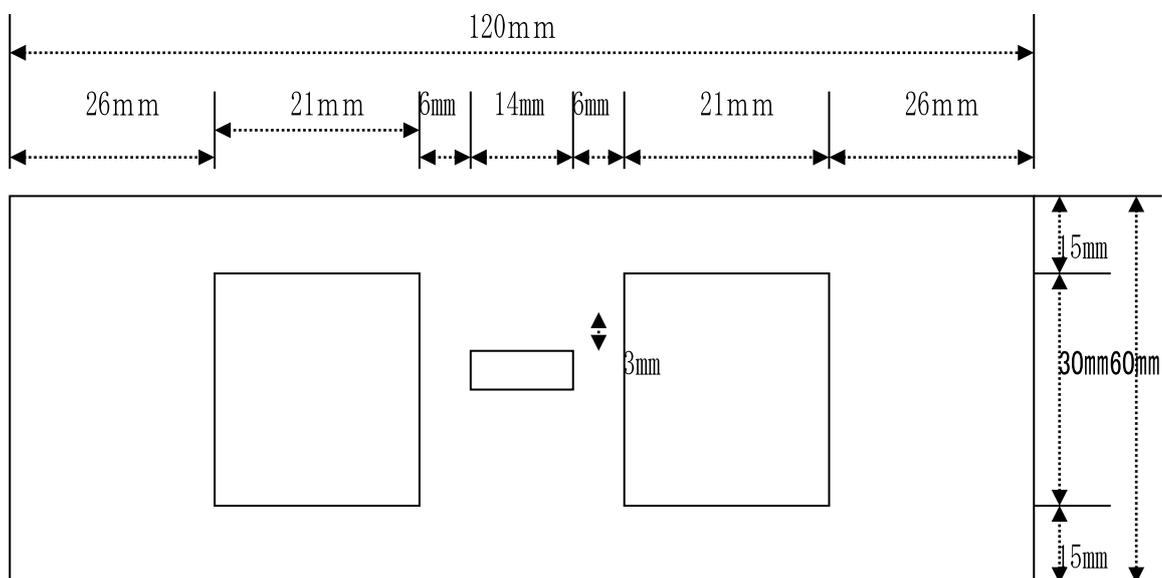


別紙3の2
広告を付属させる場合

別紙4

慣用色名表示 (JIS・Z8102)	色の三属性による表示 (JIS・Z8721)
灰 色	N 4
灰 赤 色	5 R 5/2
暗 い 茶	10 R 4/5
黄 茶	10 YR 5.5/4.5
暗 い 黄 緑	5 GY 5/5.5
に ぶ 緑	10 G 5/5.5
暗 い 青	2.5 PB 2.5/7
う す 青 紫	7.5 PB 6/8
う す 赤	5 R 6/4
黄 緑	10 GY 5/8
青 緑	2.5 BG 4/8
青味黒(鉄色)	7.5 BG 2/2

別紙5 住居表示板



別紙6 新旧対照表

新住所			氏名	旧住所			網名	備考
町名	街区符号	住居番号		町名	字名	番地		

住居表示の実施までの流れ

住居表示の実施までの基本的な流れは次のようになります。

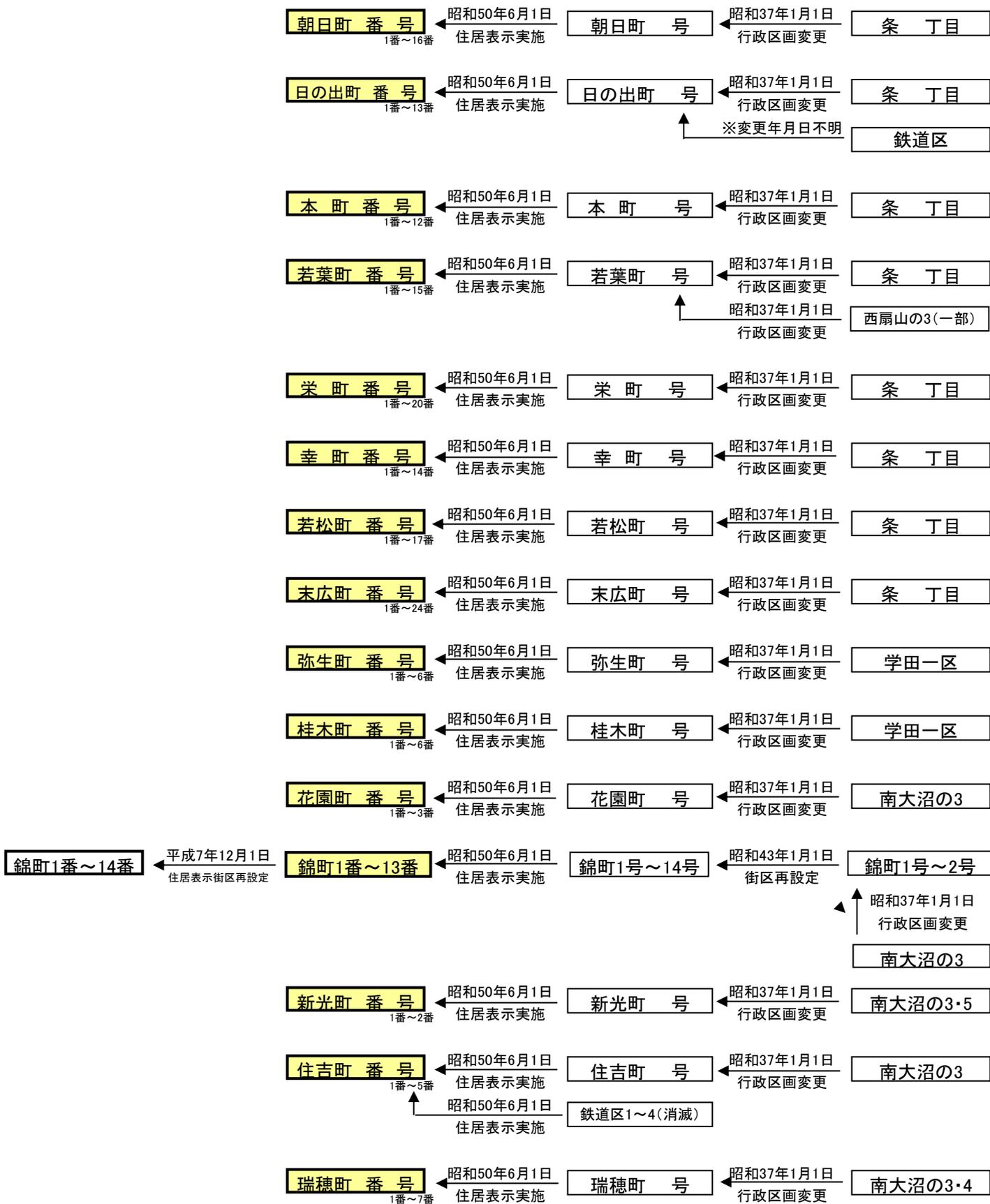
● 連合町内会から市への要望	町内会の皆様で話し合っただき、住居表示実施のご希望があれば連合町内会から地域要望として市に要望していただきます。ご要望があれば、職員が住居表示についてご説明に伺います。
● 町内会役員との市職員との話し合い ● 住民説明会の開催、意見聴取 ● 市として実施の決定	町内会役員との協議を経て、地元の皆様に住居表示についてチラシの配布や住民説明会を開催します。 町内会から実施の要望があり、多くの住民の賛同が得られることが確認できれば、住居表示の実施に向け、市として準備を進めます。
● 住居表示審議会に諮問し答申を得る	学識経験者、関係行政機関の職員及び地元の代表者で構成される住居表示審議会を開催し審議します。
● 住居表示実施案を公示した後、市議会で町割り、町名称などを議決	地方自治法と住居表示に関する法律に定められた市議会の議決、告示等の事務を行います。
● 住居表示実施のための業務委託	住居表示を実施するため、必要な業務を業者に委託します。
● 住居表示の実施	住居番号通知書、手続きのしおり、住居番号表示板などを各ご家庭にお届けします。

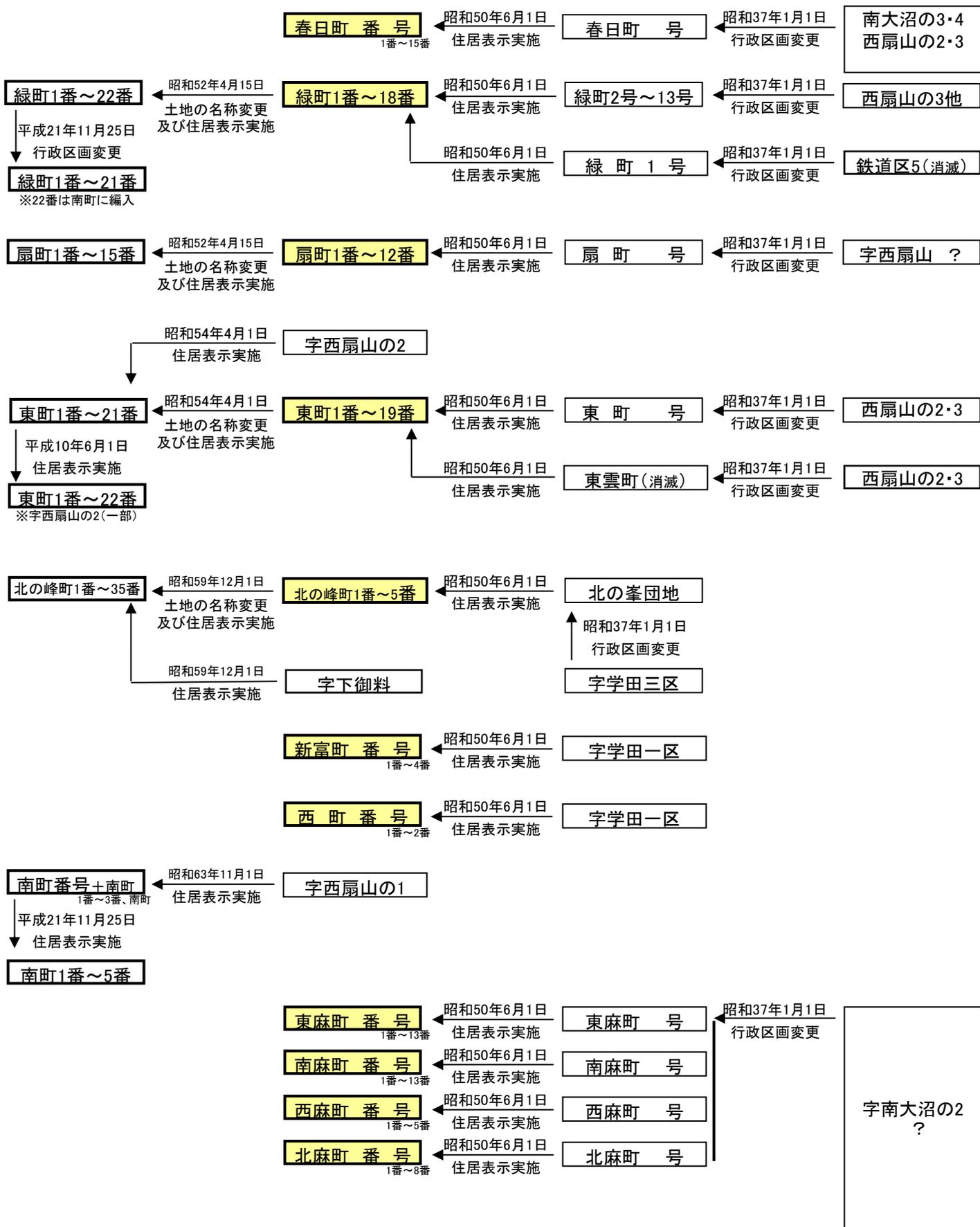
住居表示とは、「住居表示に関する法律」に基づき、市街地にある建物に順序よく番号をふり、土地の地番によらない方法で、わかりやすい住所の表示をすることをいいます。

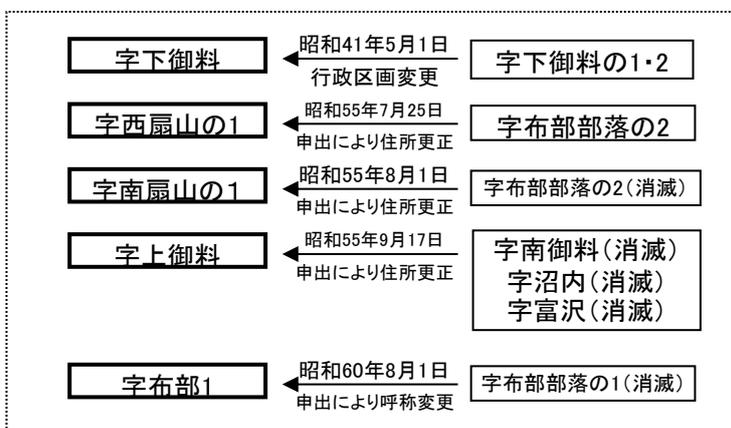
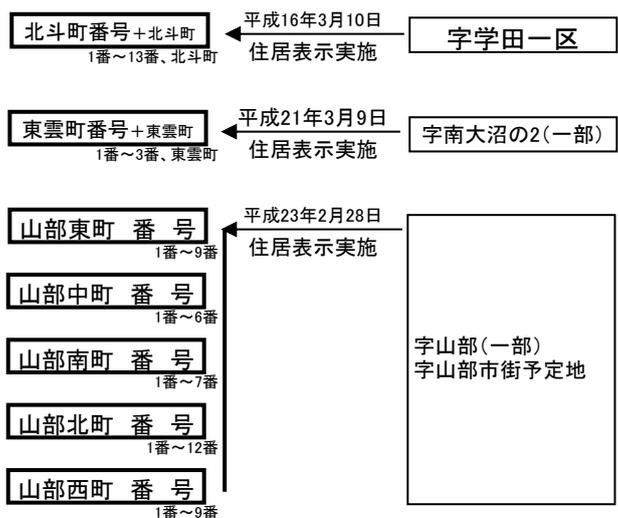
「住居表示に関する法律」は、昭和37年に施行されました。この法律は町名地番が混乱してわかりにくいものとなっている住居の表示を合理的なわかりやすいものにし、住民の福祉の向上に資することを目的として制定されました。

富良野市における住居表示等実施経過について

令和元年12月16日
市民課市民年金係







【その他】

(1) 学田・島ノ下・御料・五区・布部・扇山・大沼・鳥沼・八幡丘・富丘・布礼別・麓郷 地区において、現在の表示に統一されたのは 昭和41年5月1日付けとし、変更事由は『昭和41年5月1日行政区画の変更につき「富良野市」と更正』で処理するものとする。

ただし、この取扱いは『字』『の』の文字が付加された場合のみとし、それ以外の、『東5線北1号』を『南大沼2』等へ変更されている場合については、昭和37年1月1日付けで変更されたものとして、変更理由は『昭和37年1月1日行政区画変更につき同日住所更正』とする。

(2) 既に消滅した住所の表示

- ・ ○条○丁目 昭和37年 1月 1日 (行政区画変更)
- ・ 南大沼3~5 昭和37年 1月 1日 (行政区画変更)
- ・ 製綿所? 昭和37年 1月 1日 (行政区画変更)
- ・ 鉄道区5 昭和37年 1月 1日 (行政区画変更)
- ・ 西扇山3 昭和37年 1月 1日 (行政区画変更)
- ・ 下御料の1、2 昭和41年 5月 1日 (合併消滅)
- ・ 北の峯団地 昭和50年 6月 1日 (住居表示)
- ・ 鉄道区1~4 昭和50年 6月 1日 (住居表示)
- ・ 東雲町 昭和50年 6月 1日 (住居表示)
- ・ 字布部部落の2 昭和55年 8月 1日 (合併消滅)
- ・ 字南御料 昭和55年 9月17日 (合併消滅)
- ・ 字沼内 昭和55年 9月17日 (合併消滅)
- ・ 字富沢 昭和55年 9月17日 (合併消滅)
- ・ 字布部部落の1 昭和60年 8月 1日 (呼称変更)
- ・ 字学田一区 平成16年 3月10日 (住居表示)

